

「居宅介護」金額表

居宅における身体介護 (通院等介助の身体介護を 伴う場合も同じ)	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	2,550円	2,295円	255円
30分以上 1時間未満	4,020円	3,618円	402円
1時間以上 1時間30分未満	5,840円	5,256円	584円
1時間30分以上 2時間未満	6,660円	5,994円	666円
2時間以上 2時間30分未満	7,500円	6,750円	750円
2時間30分以上 3時間未満	8,330円	7,497円	833円
3時間以上	9,160円	8,244円	916円
9,160円+30分毎に追加	+830円	+747円	+83円

居宅における家事援助	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,050円	945円	105円
30分以上 45分未満	1,520円	1,368円	152円
45分以上 1時間未満	1,960円	1,764円	196円
1時間以上 1時間15分未満	2,380円	2,142円	238円
1時間15分以上 1時間30分未満	2,740円	2,466円	274円
1時間30分以上	3,090円	2,781円	309円
3,090円+15分毎に追加	+350円	+315円	+35円

通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
30分未満	1,050円	945円	105円
30分以上 1時間未満	1,960円	1,764円	196円
1時間以上 1時間30分未満	2,740円	2,466円	274円
1時間30分以上	3,430円	3,087円	343円
3,430円+30分毎に追加	+690円	+621円	+69円

通院等乗降介助	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
乗降介助1回につき	1,010円	909円	101円

※ 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、障害者総合支援法のサービス支給量の範囲内であれば、給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6時～午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6時～午前 8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時～午前 6時まで）：50%

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※ 緊急時対応加算 1回1,000円： ご利用者負担1割100円
ご利用者等からの要請に基づき、サービス提供責任者が、居宅介護計画の変更等を行い、緊急に身体介護等を要する居宅介護を提供した場合、加算を算定します（月2回まで）。

※ 初回加算 1ヶ月2,000円： ご利用者負担1割200円
新規に居宅介護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に自ら居宅介護を行うか同行した場合に加算を算定します。

※ 利用者負担上限額管理加算 1回 1,500円（月1回限
（ご利用者負担は、1割の150円）

※ 特別地域加算として、100分の15に相当する額の合算

※ 居宅介護の提供において、一定の基準に適合している場合、加算を算定します

（一）特定事業所加算（I）

所定の金額に100分の20に相当する額の合算

(二) 特定事業所加算 (Ⅱ)

所定の金額に100分の10に相当する額の合算

(三) 特定事業所加算 (Ⅲ)

所定の金額に100分の10に相当する額の合算

(四) 特定事業所加算 (Ⅳ)

所定の金額に100分の5に相当する額の合算

※ 福祉・介護職員処遇改善加算

(一) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算

(二) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算

(三) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算

(四) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の100分の90を加算

(五) 福祉・介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の100分の80を加算

※ 基礎研修課程修了者等により居宅介護が行われる場合は、次の割合で通常の利用料金が減算されます。

- ・身体介護を伴う場合 : 70%
- ・身体介護を伴わない場合 : 90%

「 重 度 訪 問 介 護 」 金 額 表

重度訪問介護	請求額 (10割)	自立給付 (概ね9割)	自己負担分 (概ね1割)
1時間未満	1,850円	1,665円	185円
1時間以上 1時間30分未満	2,750円	2,475円	275円
1時間30分以上 2時間未満	3,670円	3,303円	367円
2時間以上 2時間30分未満	4,580円	4,122円	458円
2時間30分以上 3時間未満	5,500円	4,950円	550円
3時間以上 3時間30分未満	6,400円	5,760円	640円
3時間30分以上 4時間未満	7,320円	6,588円	732円
4時間以上 8時間未満	8,170円	7,353円	817円
8,170円に30分毎に追加	+850円	+765円	+85円
8時間以上 12時間未満	14,970円	13,473円	1,497円
14,970円に30分毎に追加	+850円	+765円	+85円
12時間以上 16時間未満	21,720円	19,548円	2,172円
21,720円に30分毎に追加	+800円	+720円	+80円
16時間以上 20時間未満	28,180円	25,362円	2,818円
28,180円に30分毎に追加	+860円	+774円	+86円
20時間以上 24時間未満	35,000円	31,500円	3,500円
35,000円に30分毎に追加	+800円	+720円	+80円

※ 平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、障害者総合支援法の支給量の範囲内であれば、給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6時～午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6時～午前 8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時～午前 6時まで）：50%

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

- ※ 緊急時対応加算 1回1,000円： ご利用者負担1割100円
ご利用者等からの要請に基づき、サービス提供責任者が、重度訪問介護計画の変更等を行い、緊急に身体介護等を要する重度訪問介護を提供した場合、加算を算定します（月2回まで）。
- ※ 初回加算 1ヶ月2,000円： ご利用者負担1割200円
新規に重度訪問介護計画を作成したご利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に自ら重度訪問介護を行うか同行した場合に加算を算定します。
- ※ 利用者負担上限額管理加算 1回 1,500円（月1回限
（ご利用者負担は、1割の150円）
- ※ 特別地域加算として、100分の15に相当する額の合算
- ※ 重度訪問介護の提供において、一定の基準に適合している場合、加算を算定します
 - （一） 特定事業所加算（Ⅰ）
所定の金額に100分の20に相当する額の合算
 - （二） 特定事業所加算（Ⅱ）
所定の金額に100分の10に相当する額の合算
 - （三） 特定事業所加算（Ⅲ）
所定の金額に100分の10に相当する額の合算
 - （四） 特定事業所加算（Ⅳ）
所定の金額に100分の5に相当する額の合算
- ※ 福祉・介護職員処遇改善加算
 - （一） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算
 - （二） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算
 - （三） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算
 - （四） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の100分の90を加算
 - （五） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）の100分の80を加算